

事 務 連 絡

令和6年12月20日

各地方運輸局自動車交通部長 殿

沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局旅客課長

道路運送法第20条第2号に基づく営業区域外旅客運送を実施する際の
事前確定運賃制度の取り扱いについて

平準化係数が異なる交通圏において、事前確定運賃制度を適用して道路運送法第20条第2号に基づく営業区域外旅客運送を実施する場合、適用する平準化係数については、一時的な輸送需要量の増加が特に見込まれる交通圏における係数を適用することを基本として、地域公共交通会議等において協議を行うこととする。